

秋田県一般競争入札実施要綱

(平成7年3月30日監-1726)

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事であつて地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用されるものについて一般競争入札を実施するにあたり、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(入札参加資格)

第3条 本要綱に定める一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業許可を取得している者
- (3) 工事毎に定める入札参加資格要件を満たす者
- (4) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間、受けていない者

2 前項第3号の入札参加資格要件は、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 当該工種に係る建設業法施行規則第21条の3により算出される総合評定値
- (2) 当該工事と同種工事の施工実績
- (3) 当該工事における配置予定技術者の資格及び工事経歴
- (4) 前各号のほか、当該工事について特に必要と認められる項目

3 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）への発注の場合は、前項に定めるもののほか、秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日付け監-2083。以下「共同企業体取扱要綱」という。）によるものとする。

(入札参加資格要件の決定及び資格の確認)

第4条 知事は、工事毎に前条第2項の入札参加資格要件を定めるものとする。

2 知事は、入札参加資格確認申請に基づき、入札参加資格の確認を行うものとする。

(入札参加資格確認申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期限まで競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出しなければならない。

2 共同企業体による申請にあっては、第1項の規定によるほか、共同企業体取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（以下「共同企業体申請書」という。）及び特定

建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を提出しなければならない。

- 3 第1項及び第2項の提出書類の受付は、当該工事の主管課において行う。
- 4 提出期限まで申請書、資格確認資料、共同企業体申請書及び協定書の提出のない者は、当該競争入札に参加することができない。

（入札審査委員会等）

第6条 工事毎の入札参加資格要件及び入札参加資格審査結果について審議するため入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 入札参加資格の審査を行うため、各発注部局に部（局）入札審査会（以下「部局審査会」という。）を置く。
- 3 審査委員会の構成は次のとおりとする。
委員長 副知事
委員 総務部長、農林水産部長、建設部長、建設部次長及び関係部長（教育次長及び警察本部長を含む。）並びに委員長が指定した者
- 4 委員長は会務を総理する。委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。
- 5 審査委員会は、委員長が招集する。
- 6 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 8 審査委員会の庶務は、建設部建設政策課において行うものとする。
- 9 部局審査会に関することは、各部局長が定めるものとする。
- 10 （削除）

（入札参加資格の確認結果の通知）

第7条 知事は、入札参加資格の確認結果について、所定の期限まで通知するものとする。

また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、所定の期限内にその理由について説明を求めることができる旨を付記するものとする。

- 2 入札参加資格がないとされた者は、当該通知の翌日から起算して5日以内に知事に対してその理由について書面をもって説明を求めることができる。
- 3 知事は、前項の説明を求められた場合は、同項の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面で回答するものとする。
- 4 知事は、第2項の説明を求めた者に係る入札参加資格の確認結果に重大明白な誤りがあると認める場合には、資格なしとした第1項の通知を取消し、改めて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第8条 前条第1項又は同条第4項の規定により入札参加資格を確認された者が、次の各号の一に該当することとなった場合には、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 施行令第167条の4に該当することとなった場合

- (2) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合
 - (3) 第5条第1項及び第2項の提出書類の記載に関して虚偽申請の事実が明らかになった場合
- 2 知事は、前項の規定に該当した者に対し、入札参加資格を取消した旨を通知するものとする。

(入札公告)

第9条 知事は、施行令第167条の6及び特例政令第6条に基づき入札の公告を行うものとする。

- 2 前項の公告は、秋田県公報への掲載によるものとし、必要に応じ入札執行課所等における掲示及び新聞への掲載により併せて行うものとする。なお、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 申請書及び資格確認資料の提出期限
- (3) 入札執行の日時
- (4) 入札にかかる問い合わせ先

(入札説明書の交付及び設計図書等の閲覧等)

第10条 入札参加希望者には、各入札執行課所において入札説明書を交付するものとする。

- 2 仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、各入札執行課所において入札公告の翌日から入札執行日の前日まで行うものとする。また、同一の期間において貸出を行うものとし、返却は貸出日の翌日までとする。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、貸出は行わないものとする。

- 3 設計図書等の複写を希望する者は、入札公告で指定する場所及び期間において実費をもって複写ができるものとする。
- 4 第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、入札執行課所長は閲覧又は貸出するための設計図書等を5部作成するものとする。
- 5 入札説明書及び設計図書等に対する質問は、書面により所定の期間内に各入札執行課所長に提出するものとする。また、回答は、質問の提出期限の翌日から起算して7日以内に第2項と同様に閲覧により行うものとする。ただし、電子入札においては、質問及び回答は電子入札システムにより行うものとする。
- 6 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札保証金)

第11条 入札保証金は免除するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札執行等)

第12条 入札執行者は、参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者又は入札参加者が1名となった場合でも、原則として入札を執行するものとする。

また、入札の結果、落札者がいないときは、随意契約に移行することができるものとする。

- 2 (削除)
- 3 入札執行者は、入札執行に先立ち、入札参加者から入札参加資格確認通知書を提示させるものとする。
- 4 入札執行者は、第1回の入札に際し、入札参加者から見積内訳明細書を提出させるものとする。
- 5 郵便による入札の場合には、入札責任者及び連絡先を明らかにさせたうえで、入札参加資格確認通知書の写し及び見積内訳明細書を送付させるものとする。
- 6 資格確認資料に記載した配置予定技術者は、当該工事の現場に専任で配置するものとする。
なお、記載にあたって複数の候補者がいる場合には、その全員の記載ができるものとする。
- 7 入札回数は1回とする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては、原則として2回までとする。
- 8 (削除)
- 9 (削除)

(無効の入札)

第13条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (8) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (9) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ア 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - イ 建設工事の件名の記載がないもの
 - ウ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - エ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定等の通知)

第14条 落札者とされなかった入札者から請求があったときは、規則173条の8の規定に基づき、落札者の決定等の通知をするものとする。

(落札者等の公示等)

第15条 落札者等の公示は、規則第173条の9の規定に基づき秋田県公報への掲載によるものとし、併せて入札執行課所及び建設政策課において入札調を閲覧に供するものとする。

(苦情申し立て)

第16条 一般競争入札に参加しようとする者その他利害関係者が、入札に関し苦情を申し立てる場合は、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成12年秋田県告示第206号)によるものとする。

(その他)

第17条 入札参加者は、設計図書等を熟知のうえ入札に参加しなければならない。

- 2 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、知事に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
- 3 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 秋田県条件付き一般競争入札試行要綱(平成6年4月1日)は廃止する。

附 則(平成8年12月13日監-1406一部改正)

この要綱は、平成8年12月13日から施行する。

附 則(平成12年5月1日建管-333一部改正)

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成13年8月20日建管-929一部改正)

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成16年4月5日建管-63一部改正)

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則(平成17年5月9日建管-348一部改正)

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則(平成17年7月19日建管-916一部改正)

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則(平成18年3月31日建管-2581一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日建管-1307一部改正)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日建管-2423一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月4日建管-872一部改正)

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則(平成20年3月31日建管-2568一部改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日建管－2349 一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日建政－2056 一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日建政－2050 一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日建政－1732 一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日建政－1550 一部改正）

1 この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

2 この要綱による改正後の秋田県一般競争入札実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に締結する調達契約から適用する。

附 則（令和6年12月27日建政－1609 一部改正）

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の秋田県一般競争入札実施要綱の規定は、令和7年1月1日以降に締結する調達契約から適用する。

一般競争入札のフロー



(土、日曜日を含む所要日数)

○建設部以外にあっては、※の業務を各部局工事主管課が行う。